

「建築士サポートセンター」開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします！
(一社) 山口県建築士会

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月(予定)から、旧4号建築物*の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。*階数2以上又は延べ面積200㎡超の木造一戸建て住宅等
国土交通省では、改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を令和6年度から全都道府県において構築する予定です。
令和5年度は、山口県を含む8県において先行実施し、課題や留意点の整理を行うこととされており、山口県においては、(一社)山口県建築士会に「建築士サポートセンター」を開設します。
お気軽にご連絡ください。お待ちしております。

建築士サポートセンターの概要

●サポートの流れ：

- ①申込者が事務局(山口県建築士会)にサポートの申込み
※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります
- ②事務局(山口県建築士会)が対応可能なサポート員を選定して日程等を調整
- ③サポート員が申込者から提出された図面等一式をあらかじめ確認
- ④サポート員から申込者に対して助言・指摘等を実施(事務局で対面又はWEBミーティング)

●サポート内容：

- ※以下のアドバイスを行います。これらは基準への適合性を確認するものではありません。
- ・確認申請図書の作成アドバイス(壁量計算、省エネ仕様基準適合)
 - ・構造計算適合性判定(構造適判)の手続きアドバイス
 - ・建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)の手続きアドバイス
 - ・住宅ローン減税に必要な適合証明書作成アドバイス

●サポート費用：無料(申込、WEBミーティングに係る通信費等は、申込者で負担ください。)

●サポート期間：令和5年11月1日(水)～令和6年2月29日(木)

●サポート申込方法

下記の「建築士サポート」申込書を持参、メール又はFAXで事務局あてご提出ください。

事務局：(一社)山口県建築士会 〒753-0072 山口市大手町3-8 (担当者：児玉)

TEL：083-922-5114 FAX：083-922-5122 E-mail：info@y-shikai.or.jp

「建築士サポート」申込書

申込者氏名		勤務先	
連絡先電話※		連絡先FAX	
連絡先E-mail			
希望するサポート内容 (該当に☑) (以下同じ)	<input type="checkbox"/> 確認申請図書の作成アドバイス(壁量計算) <input type="checkbox"/> 確認申請図書の作成アドバイス(省エネ仕様基準適合) <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定(構造適判)の手続きアドバイス <input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)の手続きアドバイス <input type="checkbox"/> 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成アドバイス <input type="checkbox"/> その他()		
希望するアドバイス方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> WEBミーティング	図面等の申請 図書の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
申請書等の提出先	<input type="checkbox"/> 日本ERI(株) <input type="checkbox"/> (一財)山口県建築住宅センター <input type="checkbox"/> ハウスプラス中国住宅保証(株) <input type="checkbox"/> 特定行政庁(県・市) <input type="checkbox"/> その他		

※申込内容について確認を行う場合がありますので、日中連絡可能な電話番号をご記入下さい。

「建築士サポートセンター」のサポートの流れ

ステップ1 事務局にサポートを申込み

事務局：(一社)山口県建築士会 (担当：児玉) 所在地：〒753-0072 山口市大手町 3-8
TEL：083-922-5114 FAX：083-922-5122

メール：info@y-shikai.or.jp

※申請書類・函面等一式のご提出が原則ですが、これらの書類をご用意できない方も、法改正についてわからないこと、不安なことがあれば、お気軽にご連絡ください。

事務局から、サポート申込受付確認及び申請書類・函面等一式の提出依頼のご連絡をします。

ステップ2 事務局に申請書類・函面等一式を提出

以下の申請手続き等について、申請書類・函面等一式を事務局にご提出ください。

- 確認申請図書の作成（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- 構造計算適合性判定（構造適判）の手続き
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続き
- 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成

提出方法：持参・郵送・メール（データはPDFでお願いします）

※提出された資料は、原則としてお返ししません。

サポート員を決定し、サポート員が申請書類・函面等一式を、あらかじめ確認します。
申込者とアドバイスを行う日程の調整を行います。

ステップ3 サポート員によるアドバイス

提出された申請書類・函面等一式についてサポート員がアドバイス（助言、指摘等）を行います。

アドバイスは、対面又はWEBミーティングで行います。

対面の会場：山口県建築士会又はサポート員の指定する会場

WEBミーティングの方法：ZOOMミーティング又はサポート員の指定する方法

～改正建築基準法・改正建築物省エネ法の円滑な施行に向けて～

国土交通省が講習会等を開催します！

2022年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、2025年4月（予定）から、旧4号建築物^{*}の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

※階数2以上又は延べ面積200㎡超の木造一戸建て住宅等

これら制度の円滑な施行に向け、

- ①改正法制度説明会（全国10都道府県、12ヶ所で開催）
 - ②設計等実務講習会（全国47都道府県で開催、山口県は1月16日開催）
 - ③断熱施工実技研修会（山口県では11月21日ほか開催）
- を実施するとともに、オンライン講座も公開予定です。

この機会に是非受講してください。

詳しくは国土交通省ホームページの報道発表をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001200.html

